

## 規制の事前評価書(要旨)

【代替案なし】

|                |  |   |                                     |
|----------------|--|---|-------------------------------------|
| 政策の名称          | 水張検査を適用しない変更工事の範囲の拡大   |   |                                     |
| 担当部局           | 総務省消防庁予防課危険物保安室  | 電話番号: 03-5253-7524  | e-mail: fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp |
| 評価実施時期         | 令和元年6月   |   |                                     |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】</p> <p>石油等の危険物を大量に貯蔵する屋外タンク貯蔵所については、工事の際に各種検査を行い、タンクの気密性や強度、溶接部等を確認することとされているが、現在の検査方法の中には、多くの時間や費用がかかるものもあり、このような検査項目については、安全を確保しつつ、高度化・合理化を進めることが求められている。</p> <p>他方、近年ではシミュレーションや非破壊検査の技術が進展しており、屋外貯蔵タンクの検査に活用できる可能性のあるものも見られるところである。</p> <p>水張検査は、消防法に基づく完成検査前検査の一環として、工事後のタンクに実際に水を張ることにより、漏れ及び変形の有無等を確認するものであり、実際の使用環境を模してタンクの健全性を包括的に評価するものであるが、検査にあたっては、大量の水の使用、試験後の水処理、タンク清掃等に伴う事業者の負担が大きい。</p> <p>そのため、現行の規制を継続した場合、技術的にはシミュレーション等の活用により合理化が可能な範囲についても、上述のような事業者への負担が維持されてしまうことが予測される。</p> <p>【課題及び課題の発生原因】</p> <p>前述のとおり、水張検査については、大量の水の使用、試験後の水処理、タンク清掃等に伴う事業者の負担が大きいという課題がある。</p> <p>【規制の内容】</p> <p>危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)に、屋外タンク貯蔵所の水張試験の特例について規定し、溶接線の部分的な補修については、以下の要件をチェックし、漏れ及び変形のおそれがないことを確認することで、水張検査を代替することも可能とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 補修に用いる溶接の方法、補修した箇所の亀裂や漏れの有無等</li> <li>② タンクの本体及び基礎の有害な変形の有無(一定以上の交番の変位、底部の不等沈下等)</li> <li>③ タンクを危険物で満たした場合の応力の影響(シミュレーションによる評価)</li> </ol> |   |                                     |
| 規制の費用          |  |   |                                     |
|                | (遵守費用)   | 上記検討会での報告書において示された水張検査を代替することができるための3要件を満たしているか否かの確認作業に以下の費用が発生する。<br>・確認作業に係る費用: 約150万円/基  |                                     |
|                | (行政費用)   | 規制緩和後のモニタリング等については必要ないため、行政費用は特段発生しない。  |                                     |
| 規制の効果(便益)      |  |   |                                     |
|                | (直接的効果(便益))  | 本改正により、現行の水張検査において事業者が負担していた水張検査の実施に係る費用、水張検査に係る手数料が削減されるという効果がある。<br>水張検査の実施に係る費用については、屋外タンク貯蔵所の規模により異なるが、10万キロリットルの屋外貯蔵タンクの場合、約1千万円である。<br>また、水張検査を代替することにより、工期を約1ヶ月短縮することができる。 |                                     |
|                | (副次的・波及的な影響)   | 副次的な影響及び波及的な影響は特段生じない。  |                                     |
| 費用と効果(便益)の関係   | 本規制緩和により、水張検査の代替のための要件を満たしているか否かの確認作業の費用が新たに発生する一方で、現行規制において事業者が負担していた各種遵守費用の削減及び、工期の短縮により事業者の負担が大幅に低減されることが考えられる。<br>上記の費用と便益を比較した場合、規制緩和により得られる便益の方がより大きいと考えられるため、本規制緩和は妥当性があるものと言える。  |   |                                     |
| その他関連事項        | <p>【事前評価の活用状況】</p> <p>「屋外貯蔵タンクの検査技術の高度化に係る調査検討会」で取りまとめられた報告書を踏まえ、屋外タンク貯蔵所の実態に即して、本件の改正を行うものである。</p> <p>○屋外貯蔵タンクの検査技術の高度化に係る調査検討会</p> <p>【<a href="https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-30.html">https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-30.html</a>】</p>  |   |                                     |
| 事後評価の実施時期等     | <p>【事後評価の実施時期】</p> <p>改正危規則等の施行状況を踏まえ、施行後概ね5年以内に事後評価を実施し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】</p> <p>水張検査の代替を実施した事業者について、要件の確認に要した費用負担、水張検査を代替したことにより得られた便益等を聞き取りにより把握する。</p>   |   |                                     |
| 備考             |  |   |                                     |